



ートづくりに生かしていきたいと思っています。

	1996年2月	15日表
(目次)		
●市民・NGO		
リポートづく]
●教科書の中で		
どのように扱オ	つれているか	2
●「さわやか三:	組」	
授業ボイコッ		3
●子どもたちの		4
●国際協力・引	7和・人権問題	
とりくむ僧侶	3	5
●いじめ問題を	Ē	
子どもの人権が	から考える	5
●子どもの権利条	約をめぐる動向	6
●市民運動とノ	(ソコン通信	•
ノンターネッ	, L	g

状況の検証を引続きすすめるとともに、その成果を共同の市民・NGOリポ う一連の過程は、条約の実施と普及に重要な意味をもっています。ネットワ 権利委員会(以下CRC)に最初の締約国報告書を提出する期限が近づいて ークとしても、「子どもの権利条約フォーラム」等で市民レベルでの条約実施 います。この報告書の作成、CRCによる審査、国内でのフォローアップとい 日本で条約が発効してから二年が経とうとし、条約に基づいて子どもの

トづくり

市民・NGOによる検証

民・NGOが条約についての認識を高 ります。また、この検証作業は、市 より効果的な保障を追求することにあ 法律や政策を吟味し、子どもの権利の 場にたって、条約の実施状況を監視し、 子どもにより近いところで子どもの立 この検証の目的は、いうまでもなく、

め、条約の実施と普及にかかわる力を いくことが必要になります。 的な実施のための建設的な対話をして をもとに、政府や自治体と条約の効果 ながります。そして、この検証の成果 向上させる過程でもあります。さらに、 市民・NGOの活動自体の検証にもつ

市民参加型」の検証

検証の方法としては、「市民参加型」

課題になります。そのためにも、検証 視点や意見をどこまで反映できるかが る作業にする。とくに、子どもたちの ループ・NGOそして個人が参加でき 子どもの権利にかかわる幅広い市民グ が望まれます。ここで大切なことは、

して、この検証は継続性が大切です。 ネットなどの活用も考えられます。そ を市民・NGOヘフィードバックして 共有していくことが必要です。それら の視点や方法についての情報と認識を ケート調査やパソコン通信・インター いくという作業を繰り返します。アン

参加を うとしています。ネットワー 権利条約 市民·NGO報告 クも参加している「子どもの Oリポートづくりにとりくも 共同して、一つの市民・NG 書をつくる会」(仮称) 準備 現在、多くの個人・団体

うに進展したのか、②進展し ましょう。 とりくみをいっしょにすすめ 会の呼びかけに応えて、この て子どもの権利保障がどのよ ふまえながら、①条約によっ 先に述べたいくつかの点を

せください。 ですから、事務局までお知ら う。その成果を簡潔でもいい グループで検証してみましょ 態に即して、身近な人たちや どを、できるだけ子どもの実 な措置やとりくみが必要かな を解決していくにはどのよう や障害があるからか、③それ ていないのはどのような要因 (荒牧重人)

国連 ・子どもの権利委員会へ

条約〈検証〉第10回

言の中で条約はどのように扱われているか

会の中にどう定着したのか、条約の実施と普及について市民レベルで検 既報のとおり、子どもの権利条約が批准されて二年近くなり、日本社

証をすすめることが求められています。

中・高校教科書記載内容の調査分析結果」をみておきましょう。 日に子どもの人権連が発表した「子ども(児童)の権利条約に関する そのような時期に、条約〈検証〉の第1回目として、昨年一一月二三



子どもの権利条約」のタイトルが定着

を対象とした。 使用されている最新の検定教科書53冊 庭、高校の現代社会・政経・家庭科で この調査では、中学の公民・技術家

下の別表のように、ほとんどの教科

が定着したといえる。 記は36冊、「児童(子ども)」などの併 「子ども」(子供) の権利条約という表 書で条約が記載されている。その中で 記3冊を別にすれば5対1で「子ども」



全体の扱いは軽く、身近なものとなっていない

ども」の中に断片的にとり上げられる を記載する、あるいは理念のみのもの や「世界の子ども」、「発展途上国の子 人権史の一部」の中で条約の名称のみ 教科書全体の扱いとしては、「国際

れる。 もとの関係が不明確である。「全体的 など表面的な記述が多く、日本の子ど 感じられるような記述が少ない」とさ に、条約が生徒にとって身近なものと



意見表明権」に人気

とり上げている。 を引く。また、条文の例示をしてある 院『現代政治・経済』、「子どもは保護 とからめて紹介した三省堂『現代社会』 る主体である」と新しい子ども観を提 の対象としてではなく、権利を行使す 表明権」の保障」をとりあげた清水書 活の細部にわたる校則の改正や「意見 教科書23冊の中で17冊が意見表明権を 示した一橋出版『生活一般』などが目 そんな中で、「18歳選挙権」を条約 「虐待や体罰、放置など」、「私生

連いんふぉめーしょん」No41を参照。 なお、より詳しくは「子どもの人権

(喜多明人)

(別表) 〈教科書にみる「子どもの権利条約」の扱われ方〉								
		中	学		高	校		
	₩ R	技術家庭	家 庭 科		現代社会	政治経済	合計	
	Δ	E	12刑多庭	家庭一般	生活一般	况10江五	以心性沿	
0		5	2	4	6	6	13	36
Δ		1	0	2	1	1	2	7
(O)		0	0	0	0	2	1	3
記述なし	:	2	0	1	2	2	0	7
合 計		8	2	7	9	11	16	53

子供)

(注) 0 4 4

:子ども (こども、 :児童 :児童 (子ども) (O)

勝本

ちに会う」事は出来ませんでし 話してきました。しかし、 き、また高田西小の校長先生と 行きました。上越市では、 件自体の不可解さ」と「ボイコ 最大の目的であった「子どもた の新聞記者に詳しいことを聞 興味」を持ち、新潟県上越市に ットを起こした子どもたちへの

限目から同調した隣の二組一七人と共 満を持っていた女児ら四人が授業開始 でこの授業ボイコットを続けた。 をしていた。結局彼らは一二月四日ま に「やる気になれない」と反発、二時 と名前を付け、問題集を解くなど自習 に、児童会室に集まり「さわやか三組」 担任の女性教諭の日頃の言動などに不 二四日一時限目算数の時間に、 この事件の発端は昨年一一月

た点です。 どうもイコールに結びつかない感がし 学校へ普通に通い帰っていた点です。 どもたちの児童会室での自習を続け ことは困難なはずであるという点。ま もし、強く教員への批判をし対抗姿勢 「さわやか三組」と名付けた行動から、 たちの反乱」というニュアンスは、子 た、雑誌、新聞に見るような「子ども の抵抗にあい、通常どおり学校に通う をもちボイコットしたとすれば、教員 感じた点は、まず、子どもたちが毎日 私が子どもたちの行動で不可解さを

私は、この事件について「事 地元 強い興味を持ちました。

せない理由を次のように いっていました。 した。子どもたちと会わ は了承してくれませんで たちと会うことについて 校長は私たちが子ども

私の

ちが勝手に話を大きくし うことを拒んでいる。理 係者、外部の人間に会 もたち自身がマスコミ関 じている。だから、子ど 報道で自分たちが取り扱 のに、なぜ関係ない人た で解決しようとしている 分たちの問題は自分たち 由としては、まず、自 われることに、憤りを感 子どもたちは、

すぎているので、会わないほうがい えていこうという信頼のもとに、今回 当てに抗議文を送ろうと準備をしてい 報道によっての教員に対する社会的制 は、教員の意見に反対をしたが、この のことは行なわれていた。子どもたち ているのかという点。また、教員と子 る。今は、子どもたちは感情的になり 対して同情の念を持っており、新聞社 れどころか、今子どもたちは、教員に どもたちは常に話し合い、お互いに考 非難など望んではいなかった。そ

そして、子どもたちと直 同校の校長と話をしまし 接会ってみようと考え、

と思う。しばらく時間をおいてからも

えなかったので判りませんでした。 もう一度機会をつくり、子どもたちと と記者が子どもたちに追い返されると であるのかは、今回子どもたちには会 会い本当の気持ちを聞いてみたいと思 いう事です。本当のことを知るために、 かし、ある記者の話では、取材に行く そのことが真実であるのか逃げ口上

う一度来て、子どもたちの本当の思い

をぜひ伝えてほしい。

しかし、行動を起こしたという点に

子どもたちの声とどけ 基地の島・沖縄から

剛 (沖縄大学)

沖縄本島北部の金武町の農道において、 等によれば、一九九五年九月四日夕刻、 名によって強姦されるという事件が起 一二才の小学生が、米マリン黒人兵三 TimeJ [Guardian] [Up Date,

が集まった。当日、宮古で二〇〇〇人、 となった宜野湾海浜公園には、主催者 の予想をこえて八万五〇〇〇人の市民 米兵の蛮行糾弾県民総決起集会の会場 の怒りは頂点に達した。一〇月二一日、 査権すら認めていない地位協定に県民 この残忍な米兵の犯罪、それへの捜 石垣で三〇〇〇人の

県知事が「行政の長 これを入れると九万 集会がもたれたので、 と述べたことである。 とをおわびしたい. 守りきれなかったこ として幼い犠牲者を った。一つは、太田 動的な発言が二つあ ことになる。 人の県民集会だった 集会でとりわけ感

よっトリーン学目だり

た。 ところで学んでいるのです。」と教育 平和な島を返してください。」と訴え てください。軍隊のない、悲劇のない 告発し、「私たちに静かな沖縄を返し 環境への権利が侵害されていることを が落ちてくるのかわからない、そんな それによる騒音、私たちはいつ飛行機 まれた文字が見えるほどの低空飛行、 ることを指摘したうえで、「機体に刻 校と一つの養護学校と二つの大学があ つの小学校と四つの中学校、三つの高 彼女は、普天間基地のまわりには、

始まった。この日、弾道下の喜瀬武原の県道一〇四号超えの実弾砲撃演習が 新報』)。 た。下はその時の写真である 市民と同小中学生が反対に立ち上がっ 一二月一二日早朝、この年一一回 (「琉球

子どもたちの声を聞こう。 アメリカ大嫌い

勉強のジャマになる 実弾演習はうるさい アミリカーは、 「ブゥート岳」をこわしている 中 2 与那覇健太

年)の発言である。 さん(普天間高三二つは、中村清子

県道をふうさしている 買い物にもいけないから

> だからアミリカーは大嫌いだ。 夜にはバタバタへりが飛んでる テレビがジラジラする。 だからアンテナにひびいて 喜瀬武原小中学校文集「山鳩」

私たちは子ど

十一世紀へ向け 者であった。一 常に基地の犠牲 など、子どもは と、由美子ちゃ だ。ふりかえる しつけてきたの 軍事基地という 利益ではなく もたちに最善の 落事件 (五九年) 小ジェット機墜 (一九五五年)、 最悪のものを押 国場君轢殺事件 ん強姦致死事件 (六三年)、宮森

デージしてる。

九九五年に詳しい。 縄における米軍の犯罪」同時代社、 サザンプレス社、一九九二年、同 については、福地曠明『基地と子ども』 なお、戦後沖縄における米軍の犯罪



'95.12.13「琉球新報」20年ぶりに演習反対に立ち上がった喜瀬武原小中学校の子どもたち

ているのである。

とりくむ僧侶国際協力・平和・人権問題に

アーユスの活動

大河内 秀人

アーユス (仏教国際協力ネットワーユス (仏教国際協力、テルスのいのちまで「いのち」の意。すべてのいのちまで「いのち」の意。すべてのいのち語で「いのち」の意。すべてのいのちまで「いのち」の意。すべてのいのちは互いにつながりを持っているという、独りの縁起の思想に根ざし、すべてのいのちは、国際協力、平和・人権活動など地方の縁起の思想に根ざし、すべてのいのちは、国際協力、テルスの参えの表しています。

してます。これは寺院という、ある意 してます。これは寺院という、ある意 を、現代社会をリードすべきNGO とと、現代社会をリードすべきNGO とと、現代社会をリードすべきNGO

開催や会場の提供、パンフレット配布別催や会場の提供、パンフレット配布を存っています。関係NGOの活動も重視しています。関係NGOの活動も重視しています。関係NGOの活動も重視しています。関係NGOの活動を持つことを願っています。と縁を持つことを願っています。と縁を持つことを願っています。と縁を持つことを願っています。と縁を持つことを願っています。と縁を持つことを願っています。と縁を持つことを願っています。

いいたします。世間の外圧には弱い業りです。皆さまのご教導ご協力をお願りです。皆さまのご教導ご協力をお願い組んでいきたいと思います。取り組んでいきたいと思います。取り組んでいきたいと思います。以上のようなシステムや「場」を活か以上のようなシステムや「場」を活か以上のようなシステムや「場」を活か

年二月一九日、早稲田奉仕園に 大権10番」などいじめ相談活動にとり くんできた弁護士・坪井節子さんが一 くんできた弁護士・坪井節子さんが一 くんできた弁護士・坪井節子さんが一 くんできた弁護士・坪井節子さんが一 大権10番」などいじめ相談活動にとり くんできた弁護士・坪井節子さんが一 をいできた弁護士・坪井節子さんが一 大権10番」などいじめ相談活動にとり はいじめ問題を子どもの人権から考え でんできた弁護士・坪井節子さんが一 をいできた弁護士・坪井節子さんが一 は10番 に対した。当 は10番 に対した。 は10番

で分析し、学校や親の対応の問題点、に分析し、学校や親の対応の問題点、いじめをオープンにしてみんなで解と協力し合う気になったのは本気で親と協力し合う気になったのは本気で親と協力し合う気になったのは本気で親と協力し合う気になったのは、一般には「家庭・側の対応について、一般には「家庭・地域との連携」がうたわれていても、本気で親と協力し合う気になったのはでみんなで解決していくことのもずかしさを指摘した。また、いじめの実態をリアルでかる子どもは、いじめの実態をリアルば井さんは、いじめの実態をリアルば井さんは、いじめの実態をリアルば井さんは、いじめの実態をリアルば井さんは、いじめの実態をリアルば井さんは、いじめの実態をリアルに分析した。

あり方についてもきびしい注文を出しあり方についてもきびしい注文を出しけして「何かをしよう」と考えないではしい。坪井さんは、このように子どはしい。坪井さんは、このように子どもの深い悲しみに寄り添う、うな子どもの深い悲しみに寄り添う、うな子どもの深い悲しみに寄り添う、うな子どもの深い悲しみに寄り添う、

語られていた。 (編集部)語られていた。 (編集部)語られていた。 (編集部)語られていた。 (人間が自分自身のあり方、生き方を自分で決める権利」、そり方、生き方を自分で決める権利」、そり方、生き方を自分で決める権利」、そりのままの自分の存在を認められる権りのままの自分の存在を認められる権りのままの自分の存在を認められる権りのままの自分の存在を認められる権力。 とはげますことでいじめからのとらえ直また、子どもの人権からのとらえ直また、子どもの人権からのとらえ直また、子どもの人権からのとらえ直

ネットワークトーク

などにおいて、各宗派の寺院ネットワ

クを利用しています。

いじめ問題を

子どもの人権から考える

―坪井節子さん ″熱い思い』を語る

界でもありますから……。

各国での「日日」などりくみ

子どもの権利条約をめぐる動向

子どもの権利条約を各国で活かしておいて、最新情報も交えつつ報告を機関・実施機関・監視機関等の制度の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもに対する条約の広報など、国連・子どもの権利委員の広報など、国連・子どもの権利委員の広報など、国連・子どもの権利条約を各国で活かしておいては本誌でも何度かお知らない。

1 子どもむけ広報

「子どもに権利はあるの?」と題した組みが行なわれた。六~九歳向けには同じ北欧のデンマークでも同様の取

ようになった国もぽつぽつ出てきた。

と、なりり、、『カイアイ、エクアドロ、アンリー、 なやつじゃないか』と題した雑誌、一つ一六歳向けには青年自身との共同に資料集には、小学校六年生(一二間を配布したのである。また、ユニセ門を配布したのである。また、ユニセ門を配布したのである。また、ユニセリを配布したのである。また、ユニセリを配布したのである。また、ユニセリを配布したのである。また、ユニセリを配布したのである。また、ユニセリをした。と、カーカ、パーカーには「クール絵本、一〇~一二歳向けには「クール絵本、一〇~一二歳向けには「クール絵本、一〇~一二歳向けには「クール

も双方の参加を得てそれを完成させて 歳の子どもたちを対象として、いくつ 率などの問題についてあらかじめフォ に、条約の内容を知ってもらう上でも ュラスなどの中南米諸国で行なわれた ボリビアは、虐待・障害児・乳児死亡 興味深い取組みと言えよう。その他、 示してもらうというやり方をとってい が一番大切だと思うか、投票で意思表 かに分類された条約上の権利のうち何 ル、コスタリカ、パラグアイ、ホンジ た取組みを実施している。 いくという、広報と検証の両面を兼ね 「子ども投票」である。主に五~一四 ・マットを用意しておき、大人と子ど 学校で子どもの権利について教える 意見表明の機会を保障するととも

ではいる。 一次のほか、遊びを通じて子どもの権 を知ってもらおうという取組みを実施した。メキシコも、条約の内容を がで子どもの権利に関する展示会を開 をうという趣旨で、教員向けの手引書を がで子どもの権利に関する展示会を開 を対した。メキシコも、条約の内容を がで子どもたちに権利に親しんでもらお で子どもたちに権利に親しんでもらお で子どもたちに権利に親しんでもらお で子どもたちに権利に親しんでもらお で子どもたちに権利に親しんでもらお でがる。スペ くつかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ くっかの国では行なわれている。スペ

もっと取り入れられてもよいはずだ。のようなやり方は、日本の自治体でもメリカ諸国が最先端を走っている。こメリカ諸国が最先端をしてはラテンアな子ども向け広報に関してはラテンアな子ども向け広報に関しては対してきた国々の名前を見以上で紹介してきた国々の名前を見

2 各国の法改正の動き

ことができる。 ことができる。 ことができる。

ライナも改正を検討している。でに実施済みである。このほか、ウクーゴスラビア、アイスランドなどがすンビア、パラグアイ、ブラジル、新ユンビア、パラ友憲法改正については、コロこのうち憲法改正については、コロ

史など)に組み入れた。

についても規定していることから、基 る。モルジブも、一九九一年に全二八 ではないが、親子関係や少年司法など した。全体像は政府報告からは明らか の権利保護評議会」を家庭問題スポー 制定した。それにともない、「子ども 条からなる「子どもの権利保護法」を ベトナム、ペルー、ボリビアなどがあ 介したブラジルやベラルーシのほか、 意見を聴いた唯一の国である。 書を作成するに当たって子どもたちの お、ネパールはいまのところ政府報告 本法的な性格を有すると思われる。な ツ省内に設置してもいる。ネパールも した国としては、これまでも本誌で紹 一九九二年五月に「子ども法」を制定 子どもに関する総合的な法律を制定

を作成し、新家族法案も作成中のウクいる国としては、「子どもの権利法案」このような法律を制定しようとして

とができる。ロシア、ホンジュラスなどを挙げるこ年ュニジア、ナミビア、パラグアイ、チュニジア、エジプト、スペイン、

法を次々と制定している。 また、主としてヨーロッパを中心に、 また、主として、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要に応じて憲の制定を始めとして、必要は対する法(一九九〇年)ながない。たとえばキっている国が少なくない。たとえばキっている国が少なくない。たとえばキっている国が少なくない。

ず、児童ポルノ・セックスツアーなど 拡大・強化、少年非行に関する法律の 草案が作成されている。家族法に限ら び、いくつかの分野についてはすでに 利および関係、手続法など広範囲に及 支払い、相続、後見人制度、養子縁組、 権、非嫡出子の母親に対する扶養料の の地位、養護・親権の権利および面会 祉事務所の未成年者財産管理人として 検討範囲は、家系、人工授精、青年福 実行している点も注目されるところで 者の保護の強化などの改革を、開始・ 総合的見直し、犯罪手続における被害 の性的搾取や性的虐待に対する制裁の 財産管理人制度、里子および里親の権 家族法制の総合的な見直しに着手した。 家による学際的作業グループを設置し、 ドイツも、連邦司法省のもとに専門

でも大きな動きがある。アイスランド|北欧のアイスランドやフィンランド|

ないよう要求する権利が認められてい

*自分に関係する手続で意見を表明す

下のような規定が掲げられている。

記録(カルテなど)を保護者に開示し

どもの成熟度に応じて、治療内容を決

定する権利や、親に見せたくない医療

二年)。なお、ノルウェーやスウェー と非嫡出子の区別を排し、事実婚の夫 (一九九四年)。 ンが設置されたことも付言しておこう デンをモデルに子どもオンブズパーソ 青年保護法も改正されている(一九九 福祉全般を規定する一九六六年子ども なった。こうした流れと同時に、児童 費用により代理人も指名できることと 表明できる旨の規定が設けられ、国の どもは親権をめぐる協議の際に意見を ているのが特徴的で、一二歳以上の子 いる。子どもの意見表明権にも配慮し 別居等の際の共同親権制度も新設して と同等の地位を与えた。また、離婚・ 婦の子どもにも法律婚の夫婦の子ども 九一年)により、旧法にあった嫡出子 は、一九八一年子ども法の改正(一九

制治療の拒否権が認められた。によって、一二歳以上の子どもには強る。また、精神保健法(一九九二年)

| 関する条約案 | 子どもの権利行使に

下イスランドやフィンランドのよう に、子どもの意見表明権の保障をより に、子どもの意見表明権の保障をより に、子どもの意見表明権の保障をより に、子どもの意見表明権の保障をより に、子どもの意見表明権の保障をより が検討されており、その議論が深化し が検討されており、その議論が深化し が検討されており、その議論が深化し が検討されており、その議論が深化し いくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ していくことと歩調をあわせて各国レベ でいくことと歩調をあわせて各国レベ に、子どもの意見表明権の保障をより

*意見長月り祭こ爰力音や七里人と旨なる権利(第四条)……あらゆる関連情なよって提案されてもらう権利、自分の希望や決定によってする権利、自分の希望や決定によってする権利、自分の希望や決定によってもらう権利、相談されかつ希望を表明でいる決定に反対する権利などもの理解力にふさわしい形で報を子どもの理解力にふさわしい形で報を子どもの理解力にふさわしい形で報を子どもの理解力にふさわしい形で報を子どもの理解力にふさわしい形で

名する権利(第五~六条)**意見表明の際に援助者や代理人を指

| 名する際に法律扶助などを受ける権利|| *第六条~七条に基づいて代理人を指の代理人を指名する権利(第七条)|| *親権者と利害対立がある場合に臨時

親の責任(第一〇~一二条) *子どもが意見表明できるようにする *子どもが意見を正当に考慮する力に応じてその意見を正当に考慮する かいにあらゆる関連情報を提供し、子 ためにあらゆる関連情報を提供し、子

四条~二一条)

四条~二一条)

*子どもの代理人として働く者の責任

(平野裕二) 7

いきたいものである。

をにらみつつ、日本でも議論を深めて



通 市 信・イン ターネット 民運動

藤 井 幹 夫 (高校教師)

の発達で、 かかるものです。でも、最近、コンピュータ通信 作って郵送したり、…大変な労力とお金と時間が です。そのためには、集会を開いたり、情報誌を 根レベルで、情報交換、交流をすることが不可欠 大変革が起きつつあります。 々な権利実現のためには、 草の根レベルのコミュニケーションに、 私たち市民が草の

界的ネットワークを作り、情報データベース、各 のAPCは九二年のブラジルの地球サミットでは しかもスピードはほとんどリアルタイムです。こ 換していますが、その通信費用は、かなり安価で 団体の行動予定、緊急アピールなどを日常的に交 インターネットを使ってNGOの意見集約に活躍 んでいる世界のNGOが集まってAPCという世 例えば現在、平和・人権・環境の問題に取り組

ますが、このフォーラムには、子どもの教育につ クの運営委員の堀一郎さんはパソコン通信ニフテ 利用されています。子どもの権利条約ネットワー で草の根的に共有できること、そして、まだ権力 な公式情報をインターネット上に公開しています。 成・研究調査・権利の監視などを始めました。ま トワークを作り、各国別子どものデータベース作 米の研究機関がCHILDWATCHという国際的ネッ いての情報や議論がたくさん載っています。 ィサーブの教育フォーラム運営責任者をされてい 国内でも、パソコン通信などがこうした目的に 子どもの権利について見ても、昨年一二月、 コンピュータ通信の長所は、 UNESCOやUNICEFは子どもに関する膨大 情報を世界レベル 欧

> だと思います。強い統制を受けないうちに、でき るだけ多くの市民が参加し、 立してしまいましょう。 ケーション媒体として確固たる民主的ルールを確 によって統制されていないメディアだということ 世界市民のコミュニ

ます)。 発信していく予定です(すでに試験的に始めてい ーネット上にホームページを作り、本格的に情報 子どもの権利条約ネットワークでも近々インタ

ブンティア *ネットワーク会員の皆さんに、 パソコン導入ボ

先生、やっぱりおかしい!

(〒2版/500円)

らせていただきます。) 負担してください。当面、 アで引き受けます。(ただし、交通費等の実費は での配線設置、パソコン通信・インターネットへ の接続、パソコン基本操作説明などをボランティ パソコンは初めてという方に、機種選定、 東京付近在住の方に限 自宅

私

たちの子どもの権利条約(ヘール/500円トン40)

スタイルの本文もついていて、H*Rや授業にもすぐ使えます。 権利条約」について考える(中~高、一般向け)。先生と生徒の会話☆学校での子どものプライバシーを扱ったマンガを通じて「子どもの

H・Rや授業にもすぐ使えます

約の窓義などを訴える。条約をトータルに把握するのに最適。 今澤亮一、永井憲一、横山英一)が、子どもの権利条約への想いや条 会子どもの人権連の代表委員六氏 (一番ケ瀬康子、大田堯、鈴木祥蔵、

子どもの人権保障をすすめる 各界連絡協議会 東京都千代田区一ッ橋2-6-2-6F Tel 03-3265-2197 Fax 03-3230-0172

担当:藤井、勝本(連絡は藤井まで

数1一円から子どもの権利条約(45版)500円版 → 日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。36数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始れたもの。36数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始れたもの。36数項目の質問にこたえられるユニークな解説書。

ん』(隔月刊)の見本誌を差し上げます。電話でお申込み下さい。子どもの人権、子どもの権利条約に関わる機関誌「いんふぉめーしょ

TEL · FAX 0 4 5 - 4 3 3 - 6 3 2 4)

山之内桂

私なりに出来ることから始めて

こうと思います。

によろしくお伝えください。 にすることができました。みなさま め多くの方々と出会い、幅広い活動 とうございました。児玉弁護士はじ 川圭介 **** フォーラムでの貴重な経験ありが

「子どもの権利条約」No.24

子どもの権利条約ネットワーク 〒105 東京都港区海岸

Network for the Convention on the Rights of the Child

03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369 (月・金曜日/午後1時~午後6時)

舊多明人

荒牧重人

3,000円

500円 3.600円

00180-2-750150

1-6-1-831

1995年2月15日発行

★発行(隔月刊)

★発行人

★編集人

★年会費

★印刷

得のいくこたえいっしょに考えて下 子どもって何? 大人って何?

特望の書

新世 子どもと学

■喜多明人 著 ―子どもの権利条約をどう生かすか 2200円

どうしたらいいか、指針を示す。子どもの権利条約の理念を実際に活かすには現在の子どもの実態を明らかにしながら、

子どもの権利条約 学習の手引

季刊教育法97号 2000円) 広沢 明

憲法と子どもの権利条約 2800円

エイテル研究所

8

東京都千代田区九段北 4-1-11 5F 〒102 電話 03-3234-4641代